

1 保健所

【保健総務課】

1 沿革

年月	内容
平成 15 年 4 月	千葉県船橋合同庁舎の 3、4 階部分（旧千葉県船橋保健所の一部）を使用して保健所を開設する。
平成 16 年 7 月	性感染症の拡大防止を図るため、エイズ検査に併せてクラミジア・梅毒の検査を開始する。
平成 19 年 4 月	潮見町に動物愛護指導センターを開設する。
平成 19 年 7 月	B・C 型ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため肝炎ウイルス検査を開始する。
平成 23 年 8 月	保健所専門職の人材育成を図ることを目的に柏市と「保健所職員の人事交流に関する協定書」を締結する。
平成 24 年 5 月	さらに柏市と大規模な健康危機発生時、被害を最小限にとどめるため、「健康危機発生時における保健所業務相互支援に関する協定書」を締結する。
平成 25 年 10 月	船橋市医療安全支援センターを設置。
平成 26 年 3 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画として、新たに「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成。
平成 27 年 10 月	北本町に開設した保健福祉センター内に保健所を移転。組織改正により、総務課、地域保健課、健康づくり課、保健予防課、衛生指導課の 5 課体制となる。
平成 29 年 4 月	病院等への立ち入り業務や、大規模災害時における災害医療対策、新型インフルエンザ対策等において、更なる連携強化を図り一体的に業務を行うため、総務課と保健予防課を統合し、保健総務課を新設する。これにより、保健総務課、地域保健課、健康づくり課、衛生指導課の 4 課体制となる。
平成 31 年 4 月	組織改正により、保健総務課から疾病対策係と精神保健福祉係が地域保健課に移管。
令和 2 年 2 月	船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部を設置。
令和 3 年 5 月	船橋市衛生試験所として地方衛生研究所全国協議会に加入。
令和 3 年 6 月	新型コロナウイルスワクチン接種に対応するため、健康づくり課内に新型コロナウイルスワクチン接種事業を専任で担当する組織を設置。
令和 5 年 4 月	組織改正により、感染症対策等を所管する健康危機対策課を新設し、保健総務課から結核感染症係、検査係、災害医療対策係を移管する。また、地域保健課と健康づくり課を健康部に移管し、地域保健課から疾病対策係と精神保健福祉係を保健総務課に移管する。これにより、保健総務課、健康危機対策課、衛生指導課の 3 課体制となる。

保健所

令和 6 年 4 月	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生およびまん延に備えるため、「船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画（船橋市感染症予防計画）」を策定。
------------	---

2 運営方針

地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域保健対策の総合的な推進を図るとともに、市民の健康と安全を守るため、地域における健康危機管理拠点として機能強化を図る。

3 施設の概要

施設の名称	所在地	延床面積
(1) 保健所	船橋市北本町 1-16-55 保健福祉センター内	2,294.25 m ²
(2) 動物愛護指導センター	船橋市潮見町 32-2	550.90 m ²

2 地域保健推進協議会の開催

【保健総務課】

保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について審議するため協議会を開催する。
委員等の構成：学識経験者、各種関係団体の代表者、関係行政機関の委員 16 名。

3 健康危機管理対策

【健康危機対策課】

感染症、食中毒、医薬品、飲料水、毒物劇物その他何らかの原因により住民の生命や健康を脅かす健康被害について、その発生予防に努めるとともに、発生時には被害の拡大を抑えるため情報の収集及び提供・医療救護・防疫対策等の対応を図る。

また、平時より地域の医療機関や県等との連携を図り健康危機管理体制の整備に努める。

4 感染症等対策

【健康危機対策課】

1 結核予防対策

結核対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、疫学調査・健康診断・患者管理・服薬支援（DOTS）・結核医療・発生動向調査等一貫した対策を行う。

結核・感染症患者の入院の適否、通院患者に対する適正な医療の普及及び医療費の公費負担に関して審議するため感染症診査協議会を設置している。

○結核患者登録者数 (単位：人)

区分 年	新登録患者	年末登録患者
令和 3	57	163
令和 4	46	124
令和 5	55	117

○結核患者個別支援・接触者健康診断実施状況

区分 年度	保健指導数		接触者健診	
	訪問(件)	面接等(件)	対象者(人)	発見患者(人)
令和 3	346	2,063	702	24
令和 4	108	1,949	371	2
令和 5	183	2,151	287	1

○結核対策研修会の実施

目的：結核診断の技術向上・新しい知識の普及

開催日：令和 5 年 10 月 12 日（木）20：10～21：10

講師：千葉大学医学部附属病院 教授 猪狩英俊

実施場所：船橋市役所 11 階大会議室

参加人数：市内医療機関の医師等 54 名

2 結核検診

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65 歳以上の市民を対象に胸部エックス線検査を実施している。

○受診者実績 (単位：人)

区分 年度	65 歳以上の市民		
	受診者数	異常なし	要精検
令和 3	9	9	0
令和 4	8	8	0
令和 5	7	5	2

3 感染症予防対策

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権に配慮しながら市民の安全な生活を守る。また、感染症に関する情報の発信・知識普及に努め市民への予防啓発活動を行う。

保健所

○届出数

(単位：件)

区分 年	細菌性赤痢	腸管出血性 大腸菌感染	コレラ	腸チフス パラチフス	その他
令和 3	0	16	0	0	65
令和 4	0	31	0	0	73
令和 5	0	21	0	0	110

○個別指導状況

(単位：件)

区分 年度	保健指導数		
	訪問	面接	電話
令和 3	19	32	750
令和 4	33	48	1,366
令和 5	21	54	1,202

(ア) 蚊媒介感染症に関する蚊の密度及びウイルス保有調査

デング熱に代表される蚊媒介感染症の平常時対策として、平成 27 年 6 月から調査地点で捕獲した蚊で定期的な媒介蚊の発生状況やウイルス保有状況の調査を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策のため、令和 2 年度から調査を中止している。

(イ) 「0（ゼロ）のつく日は、ボウフラ・ゼロ」運動の実施

デング熱などの感染症を媒介する蚊の発生予防のため、4 月から 8 月の毎月 10 日・20 日・30 日を屋外点検の日として、ヒトスジシマカなど蚊の幼虫の発生源をなくす取り組みを平成 27 年度より開始した。また自らの手で行う予防策として市民にも周知啓発を実施している。

(ウ) 感染症対策研修会の実施

目的：感染症に関する知識普及

開催日：令和 5 年 10 月 12 日（木）18：45～20：05

講師：千葉大学医学部附属病院 教授 猪狩英俊

実施場所：船橋市役所 11 階大会議室

参加人数：市内医療機関の医師等 54 名

(エ) 感染症対策研修会（施設管理者向け）の実施

目的：新型コロナウイルス感染症の予防訪問を行ったまとめ、行政の気付きなどを報告し高齢者施設の感染対策に活かし、新型コロナウイルス感染症に関わらず、様々な感染症対策の向上につなげる。特に、組織内部の感染対策を見直す機会の提供として研修会を開催した。

開催日：令和 5 年 11 月 22 日（水）14 時 30 分～16 時 30 分

実施場所：船橋市役所 11 階大会議室

方法：講義、グループワーク

参加人数：高齢者施設入所施設管理者 58 名

4 エイズ予防対策

エイズのまん延を防ぐために予防啓発普及活動に努め、相談（随時）、検査体制を整備し、H I V検査に併せて、梅毒、クラミジア検査を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により令和 3、4 年度は一部中止したが、令和 5 年度は予定どおり平日 20 回、休日 4 回の検査を実施した。

○エイズ予防事業実績 (単位：件)

区分 年度	エイズ相談	H I V検査	梅毒抗体検査	クラミジア抗原検査
令和 3	41	308	279	267
令和 4	40	567	516	500
令和 5	59	713	673	630

5 肝炎対策

B・C型ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、相談・検査を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により令和 3、4 年度は一部中止したが、令和 5 年度は予定どおり 12 回の検査を実施した。

○肝炎ウイルス検査事業実績 (単位：件)

	相談	検査
令和 3	12	17
令和 4	7	13
令和 5	8	42

5 各種検査業務

【健康危機対策課】

感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るため、令和 3（2021）年度に保健所検査室は船橋市衛生試験所として地方衛生研究所全国協議会に加入した。地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、関係機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行い、市民の健康維持、増進に努めていく必要がある。

①調査研究	学会発表 ・市内病院において発生した給湯系統レジオネラ属菌汚染事例について 千葉県公衆衛生学会 口頭発表（W e b開催） 2024年1月 研究参加 ・The importance of meropenem resistance, rather than imipenem resistance, in defining carbapenem-resistant Enterobacterales for public health surveillance: an analysis of national population-based surveillance. (BMC Infectious Diseases(2024)24:209)
-------	---

保健所

②試験検査	5 各種検査業務 1 から 5 7 新型コロナウイルス感染症対策 3 検査体制 を参照
③研修指導・受講	指導実績 ・なし 受講実績 ・実地疫学専門家養成研修（国立感染症研究所。以下「感染研」。） ・感染症危機管理研修会（感染研） ・病原体等の包装・運搬講習会（感染研） ・健康危機対策基礎研修（千葉県衛生研究所。以下「県衛研」。） ・新興再興感染症技術研修（感染研） ・健康危機疫学研修（県衛研） ・検査新任者研修（県衛研） ・食品内昆虫検査技術研修会（地方衛生研究所全国協議会） ・薬剤耐性菌技術研修（感染研） ・希少感染症診断技術研修会（感染研）
④公衆衛生情報等の収集・解析・提供	5 類感染症患者数の推移を統計ソフトを用いて解析し、結果を保健所内に提供した。

1 微生物学的検査業務

○感染症対策検便検査実績

内容	3 年度件数	4 年度件数	5 年度件数
腸管出血性大腸菌	35	167	86

○食中毒関連対策検査実績（令和 3 年度 43 検体、令和 4 年度 379 検体、令和 5 年度 249 検体）

内容	3 年度項目数	4 年度項目数	5 年度項目数
細菌検査	738	2,534	2,948
ウイルス検査	18	135	130
ノロウイルス遺伝子型別解析	0	8	0

○感染性胃腸炎対策検査実績（令和 3 年度 27 検体、令和 4 年度 55 検体、令和 5 年度 3 検体）

内容	3 年度項目数	4 年度項目数	5 年度項目数
ウイルス検査	73	152	15
ノロウイルス遺伝子型別解析	0	0	0

○院内感染対策検査実績

区分	3 年度実施件数	4 年度実施件数	5 年度実施件数
検体数	11	0	0
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌 遺伝子パターン解析	11	0	0

○薬剤耐性菌検査実績

区分	3 年度実施件数	4 年度実施件数	5 年度実施件数
検体数	15	13	1
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌	15	10	1
バンコマイシン耐性腸球菌	0	3	0

○レジオネラ属菌検査実績

区分	3 年度実施件数	4 年度実施件数	5 年度実施件数
検体数	1	2	1
喀痰	培養法	2	0
	菌種・血清群	1	1
	遺伝子パターン解析	0	1

○蚊媒介感染症検査実績

令和 3 年度及び 4 年度の蚊の検査は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし。

区分	3 年度実施件数	4 年度実施件数	5 年度実施件数
検体数	0	3	3
蚊	デングウイルス	—	0
	チクングニアウイルス	—	0
	ジカウイルス	—	0
血液・尿	デングウイルス	3	3
	チクングニアウイルス	3	3
	ジカウイルス	3	3

○麻しん・風しん検査実績

令和 5 年度から検査を開始した。

区分	5 年度実施件数
検体数	33
麻しんウイルス	33
麻しんウイルス遺伝子型別解析	0
風しんウイルス	33
風しんウイルス遺伝子型別解析	0

○エムボックス検査実績

令和 4 年度から検査を開始した。

区分	4 年度実施件数	5 年度実施件数
検体数	0	6

○小児の原因不明急性肝炎検査実績

令和 4 年度から 5 年度にかけて、厚生労働省の通知に基づき検査を実施した。

区分	4 年度実施件数	5 年度実施件数
検体数	0	1

保健所

2 臨床検査業務

原子爆弾被爆者の健康診断としての尿検査、エイズ予防対策としてのH I V検査、性感染症予防対策としての梅毒抗体検査、結核予防対策としてのクオンティフェロン（Q F T）検査、結核菌塗抹培養検査を実施する。令和3年度の尿検査は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし。

○臨床検査実績

内容	3年度件数	4年度件数	5年度件数
尿検査	—	19	22
H I V検査	308	567	713
梅毒抗体検査	279	516	673
Q F T検査	402	103	145
結核菌検査	0	0	3

3 食品衛生検査業務

食品の安全性を確保する目的で、食品等の細菌数及び病原起因菌等の微生物学的検査並びに理化学的検査を実施する。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし。

○食品衛生検査実績

内容		3年度件数	4年度件数	5年度件数
微生物学的検査	検体数	—	24	138
	項目数	—	48	268
理化学的検査	検体数	—	0	0
	項目数	—	0	0

4 環境衛生検査業務

公衆浴場等の衛生状態を確認するために、レジオネラ属菌等の検査を実施する。

○環境衛生検査実績

内容		3年度件数	4年度件数	5年度件数
レジオネラ属菌検査	培養法	3	21	73
	迅速法	3	11	56
	菌種・血清群	0	0	14
	遺伝子パターン解析	0	0	12
大腸菌群検査		0	0	6
過マンガン酸カリウム消費量検査		0	0	16

5 精度管理業務

検査結果の信頼性を確保する目的で、内部精度管理及び外部精度管理を実施した。

令和3年度及び4年度の内部精度管理は、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小して実施。

○内部精度管理実施実績

内容		実施項目	3 年度件数	4 年度件数	5 年度件数
細菌検査	添加回収試験	一般細菌数（生菌数）	0	2	12
	陽性対照試験	大腸菌群	0	2	11
		大腸菌	0	1	3
		黄色ブドウ球菌	0	0	0
		サルモネラ属菌	0	0	0
		腸炎ビブリオ	0	0	1
		クロストリジウム属菌	0	0	0
	繰り返し試験	一般細菌数（生菌数）	1	2	4

○外部精度管理実施実績

調査機関	内容	調査項目	3 年度件数	4 年度件数	5 年度件数
一般財団法人 食品薬品安全 センター	細菌検査	一般細菌数	1	1	1
		大腸菌群	1	1	1
		大腸菌	1	1	1
		黄色ブドウ球菌	1	1	1
		サルモネラ属菌	1	1	1
		腸内細菌科菌群	1	0	1
厚生労働省	細菌検査	コレラ菌	—	1	1
	ウイルス検査	麻しん・風しんウイルス	—	—	1
		新型コロナウイルス	2	2	—
		新型コロナウイルス遺伝子解析	—	1	1
千葉県衛生研 究所	細菌検査	カンピロバクター属菌	—	—	1
		リステリア菌	1	—	—
		腸管出血性大腸菌	—	1	—
	ウイルス検査	ノロウイルス	1	1	1
英国食料環境 研究庁	細菌検査	レジオネラ属菌	—	—	1
日水製薬株式 会社	細菌検査	レジオネラ属菌	1	1	—
特定非営利活 動法人結核感 染診断研究会	血液検査	QFT 検査	1	1	1

6

災害医療対策

【健康危機対策課】

本市では、災害時における医療救護活動及び公衆衛生活動等の体制強化を図るため、船橋市地域災害医療対策会議や各種訓練等を実施している。災害時において、より多くの市民へ適切な治療等を提供できることを目指す。

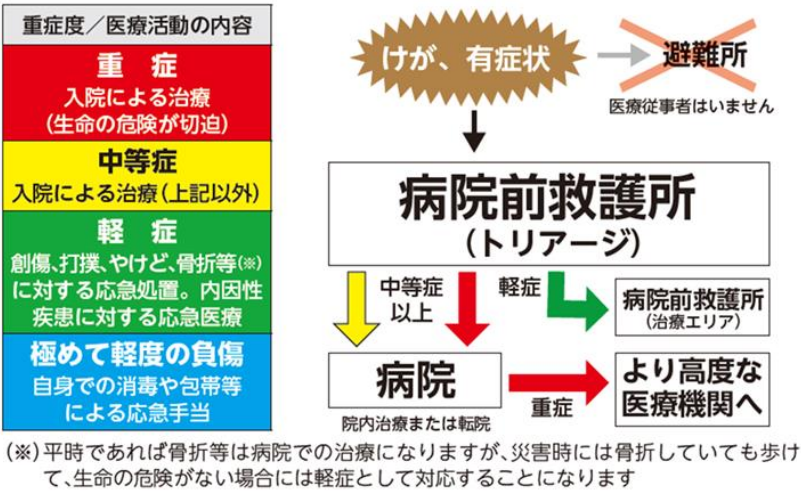
今後も、医療救護体制の強化を進め、発災直後の応急医療だけでなく、長期化する避難所生活においても医療を提供できるよう対策を図る。

(1) 発災直後の医療提供体制

本市では、震度 6 弱以上の地震が発生した際、市内 9 箇所の災害医療協力病院前に病院前救護所を開設し、市民を治療する体制としている。病院前救護所では、負傷した方をトリアージし、軽症者はその場で治療、中等症者及び重症者は災害医療協力病院内で治療するが、状況により災害拠点病院（市立医療センター）等へ搬送する。

また、大規模な震災下にあっては、多数の市民が来院し、それぞれの病院において軽症者に対する治療医薬品の不足が見込まれることから、軽症者の治療に用いる医薬品等を災害医療協力病院と市が協力して備蓄している。

医療提供の場所	設置数
災害拠点病院	1ヶ所
災害医療協力病院	9ヶ所
病院前救護所	9ヶ所



(2) 会議

(単位：回)

内容 \ 年度	令和 3	令和 4	令和 5
船橋市地域災害医療対策会議	1★ ¹	1	1
船橋市地域災害医療対策会議医療部会※	1★ ¹	2	2
災害医療協力病院及び保健所の意見交換会	—	1	1

(3) 訓練・研修

年度	令和 3	令和 4	令和 5
内容			
病院前救護所設置・運営訓練	1★ ¹	2★ ¹	4
災害医療対策本部運営訓練	0★ ²	1	2
その他訓練	—	2	—
研修	1	2	2

(単位：回)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

※・・・R6.4に船橋市地域災害医療対策会議作業部会から船橋市地域災害医療対策会議医療部会へ名称変更。

7 新型コロナウイルス感染症対策

【健康危機対策課】

令和元年 12 月に中華人民共和国湖北省武漢市で初めて報告され、世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、国内においては令和 2 年 1 月 15 日、本市においては令和 2 年 3 月 1 日に初の感染者が判明した。

令和 5 年 5 月 8 日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが 5 類感染症に変更されたが、この間、8 回の感染拡大期を経験し、市内では約 15 万 5,000 人の感染者が発生した。

本市においては、令和 2 年 2 月 3 日に市長を本部長とする「船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、市役所全体で対応してきた。さらに保健所においては、令和 2 年 2 月 26 日に「船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部」を設置し、様々な対策を実施してきた。

1 相談窓口の設置

令和 2 年 1 月以降、保健総務課結核感染症係にて新型コロナウイルス感染症に関する相談への対応を開始した。

2 月 7 日には、「船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター（帰国者・接触者相談センター）」を保健所に設置し、2 週間以内に湖北省（武漢市を含む）への渡航歴がある人や、渡航歴がある人との濃厚接触者、不安を持つ市民等からの相談に対応した。

令和 4 年 1 月 20 日からはオミクロン株の感染拡大を受けて全日午前 9 時から午後 7 時まで受付時間を変更し、市民等からの相談に応じた。

第 7 波は第 6 波に引き続きオミクロン株の感染拡大により医療機関がひっ迫するという状況から、受診や発熱等の相談が多く寄せられた。

第 8 波ではより多くの相談に応じるために相談センターの回線数を増やし、市民等からの相談に応じた。

○相談数 (単位：件)

年度	相談数
令和 3 年度	68,653
令和 4 年度	74,714
令和 5 年度	10,092

保健所

2 帰国者・接触者外来等における受診調整及び患者搬送

新型コロナウイルス感染症相談センターへの相談等を通じて、新型コロナウイルス感染症患者を、帰国者・接触者外来を有する医療機関及び発熱外来を有するクリニック等に受診調整し、PCR検査のため検体を採取した。また、患者等が受診する際は必要に応じて自宅から医療機関までの搬送、採取した検体の輸送を行った。

○帰国者・接触者外来等受診調整数及び患者搬送数 (単位：件)

年度	受診調整数	患者搬送数※
令和3年度	1,918	4,412
令和4年度	1,964	2,292
令和5年度	22	46

※ 患者搬送数には、感染者の入院・ホテル入所・診察のための搬送等を含む。

3 検査体制

令和2年2月7日からは、「帰国者・接触者外来」において患者から採取した検体、医療機関から依頼のあった検体及び入院患者の陰性確認のための検体を千葉県衛生研究所に輸送しPCR検査を、3月11日からは、保健所にて市独自にPCR検査を開始した。

さらに、令和2年4月21日からは、市医師会の協力のもと「PCR検査外来（ドライブスルー方式）」を開始し、検査体制の強化・拡充を図った。

また、令和2年6月10日からは、市内医療機関と行政検査実施の委託契約を締結し、直接かかりつけ医等の医療機関へ相談・受診のうえ、検査を行う体制を整備した（令和5年4月1日時点の契約医療機関数：160機関）。

令和3年3月24日からは千葉県衛生研究所にて変異株PCR検査、4月12日からは市独自に変異株PCR検査、4月19日からは国立感染症研究所にてゲノム解析、12月7日からは千葉県衛生研究所にてゲノム解析、令和4年2月2日からは市独自にゲノム解析を開始した。

令和4年度は、国立感染症研究所等より、オミクロン株の中で多くの亜系統が派生していることが随時報告されたことから、クラスター等対策のための診断用PCR検査に加え、変異株PCR検査及びゲノム解析を行うことにより、市内での変異株流行状況の早期の把握に努め、注意喚起を行った。

5類移行後も、新たな懸念される変異株の出現に注意することが必要であることから、令和5年度も引き続きゲノムサーベイランスの一環としてのゲノム解析等の検査を実施した。なお、検査は、高齢者施設等の集団発生施設から提供を受けた検体について実施した。

○令和5年度 PCR検査・抗原定性検査 (単位：件)

区分		検査数	検査結果	
			陽性	陰性
保健所実施分		108	68	40
契約医療機関実施分	PCR検査	4,668	216	4,452
	抗原検査	11,701	1,107	10,594

○令和 5 年度 変異株 P C R 検査（特定部位の変異の有無により、変異株の種類を推定）（単位：件）

区分	期間	変異を認める 部位	L452R	L452Q	G339D
		結果			
保健所 実施分	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	陽 性	0	0	0
		陰 性	25	25	0
		判 定 不 能	0	0	25
		検 査 数	25	25	25

※令和 3 年 6 月 11 日～ L 452R 変異検出検査開始

令和 3 年 12 月 9 日～ L 452Q 変異検出検査開始

令和 4 年 1 月 17 日～ G 339D 変異検出検査開始

○令和 5 年度 ゲノム解析（全塩基配列を解析することにより、変異株の種類を確定）

区分	期間	検査数 ・ 検体 採取 施設数	検査結果					
			合計	オミクロン株				判定 不能
				BA.2 系統	組換え系統			
				BA.2.86 系統	XBB.1.9 系統	XBB.1.16 系統	XBB.1.5 系統	
保健 所実 施分	令和 5 年 4 月 1 日～令 和 6 年 3 月 31 日	検査数 (件)	60	11	28	2	1	18
		検体 ※ 採取 施設数 (施設)	25	7	12	2	1	3

※検査を実施した検体全てが判定不能であった施設のみ判定不能に計上し、検査を実施した検体の一部が判定不能であった施設は、検出された系統に計上した。

4 医療提供体制等

（１）感染症病床の確保

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応及びその他の疾患の患者に対する医療の確保を適切に図る観点から、千葉県が定めた病床確保計画に基づき、市内医療機関において令和 5 年 4 月 1 日時点で 103 の病床を確保した。

○入院状況（単位：人）

年度	延入院者数
令和 3 年度	1,914
令和 4 年度	2,649
令和 5 年度	28

保健所

(2) 宿泊療養施設の運営

重症化リスクが高い人や中等症・重症患者への医療提供体制の確保とともに、自宅で待機している軽症者からの家庭内感染を防ぐため、市独自に令和2年4月30日から市内のホテル（船橋第一ホテル）を借り上げて、軽症者を受け入れる体制を整備した。

また、令和3年1月15日から2棟目のホテル（船橋シティホテル）を借り上げて、増加する感染者（無症状者・軽症者）の受け入れ体制の強化を図った。

ホテルの運営にあたっては、医師会から推薦を受けた医療機関が入所者への医療を提供する仕組みを整えるとともに、開設当初から入所者自身が血中酸素濃度（SpO2）を健康観察以外でも測定できるようパルスオキシメーターの貸し出しを行うなどし、入所者の症状急変時にも対応できる体制の充実を図った。

なお、船橋第一ホテルは令和5年3月31日、船橋シティホテルは令和5年5月31日をもって、それぞれ宿泊療養施設としての運営管理を終了した。

○入所等実績

施設名	年度	区分	実績
船橋第一ホテル	令和3年度	実入所者数	1,798人
		延受診件数	2,131件
船橋シティホテル	令和3年度	実入所者数	870人
		延受診件数	984件
船橋第一ホテル	令和4年度	実入所者数	866人
		延受診件数	835件
船橋シティホテル	令和4年度	実入所者数	726人
		延受診件数	628件
船橋シティホテル	令和5年度	実入所者数	34人
		延受診件数	0件

(3) 自宅待機者への支援

入院等療養先調整中の自宅待機者の健康状態や症状の変化を迅速に把握するため、自宅待機者が自宅において自身で血中酸素濃度（SpO2）を測定するパルスオキシメーターの配送を行い、自宅療養中の健康管理に活用した。

当初、宿泊療養施設使用分と合わせて100台確保し、令和5年4月時点で6,433台確保した。

○パルスオキシメーター貸出実績

（単位：台）

区分 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度	45	62	37	314	1,271	477	29	11	8	2,639	4,268	2,792	11,953
令和4年度	1,667	591	294	1,758	2,465	672	307	913	1,841	1,208	154	124	11,994
令和5年度	118	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142

※医療機関から患者に市のパルスオキシメーターを貸出した件数含む。

また、自宅待機者のうち、同居者、近親者等の支援を受けられない者に対し、健康観察期間中における生活必要物資等の確保として、配食サービスを令和3年3月19日から開始した。

○配食サービス利用実績

(単位：件)

区分 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度	2	3	0	2	38	26	0	0	1	86	1,089	1,639	2,886
令和4年度	1,106	553	313	3,613	5,657	2,048	939	2,163	4,899	3,335	552	263	25,441
令和5年度	283	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	381

5 感染予防策の普及・啓発

(1) 市民に対する周知

感染状況や感染予防の取り組みについてホームページやXにより周知を行った。

また、乳幼児が感染した場合の対応方法をまとめたポスターを掲示するとともに、保健センターで行っている母子保健に関する教室等でチラシの配付を行った。

(2) 高齢者施設等へ感染対策確認

高齢者施設等において適切な感染対策がとれるよう、施設へ訪問による確認や感染対策チェックリスト等の配付を行っている。

6 感染拡大防止の取り組み

(1) クラスター（集団感染）対策

クラスターにならないための感染拡大防止策として、感染予防の徹底に加え、高齢者施設、医療機関、学校及び保育園等（以下「施設等」という。）での日々の健康観察等が重要であるため、その適切な方法等について、関係部署と連携体制をとり、周知、指導等を行っている。

施設等において検査等を受けることが判明した段階から事業所等と連携をとり、体調不良者の確認等を行うなど、早めの情報収集に取り組んだ。また、感染者が判明した場合には、積極的疫学調査の中で、感染症対策の取り組み状況の確認、感染拡大しないために必要な措置及び指導等を実施している。

○クラスター発生件数

(単位：件)

期間	医療機関・高齢者施設等	保育園・幼稚園・学校・事業所
令和3年度	48	33
令和4年度	205	65
令和5年度	107	6

(2) 高齢者施設等入所前検査

重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者への新型コロナウイルス感染を防ぐため、令和2年12月1日から新規入所者に対し、入所前のPCR検査を実施した。

保健所

○検査実績

年度	検査実施施設数（うち陽性発生施設数）	検査実施延べ件数（うち陽性件数）
令和3年度	79 施設（2 施設）	1,229 件（2 件）
令和4年度	40 施設（9 施設）	1,843 件（20 件）
令和5年度	11 施設（0 施設）	238 件（0 件）

（3）高齢者施設等従事者検査

本市において高齢者施設等でクラスターが複数発生していたこと、施設に入居している高齢者が感染すると重症化するおそれが高いことや医療提供体制への負荷が増大することが懸念される等の観点から、検査による感染の早期発見が重要であるため、令和3年3月から高齢者施設等の従事者に対し、検査を実施した。

○検査実績

年度	検査実施施設数（うち陽性発生施設数）	検査実施延べ件数（うち陽性件数）
令和3年度	427 施設（73 施設）	77,825 件（158 件）
令和4年度	744 施設（260 施設）	430,567 件（1,208 件）
令和5年度	364 施設（86 施設）	212,662 件（345 件）

8 新たな感染症危機対策

【健康危機対策課】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生およびまん延に備えるため、「船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画（船橋市感染症予防計画）」の策定に向けた作業を行った。

また、新型コロナウイルス感染症対策の振り返りや、課題等の共有を踏まえた、船橋市感染症予防計画策定に関する協議のための会議を開催した。

○会議

（単位：回）

内容	年度
船橋市感染症対策連携会議	令和5 3
船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会	2

厚生行政施策等の基礎資料を得るため、人口動態等の統計調査を実施し得られた情報の提供及び活用を図る。

調査名	調査目的	令和 5 年度実施状況
① 人口動態調査	出生、死亡、婚姻、離婚、死産の 5 事象を動態統計的に把握するため実施	毎年 1 月～12 月の出生数、死亡数、婚姻数、離婚数、死産数の調査を行う。 令和 4 年実績（令和 5 年分は未確定） 出生数 4,033 人 死亡数 6,522 人 婚姻数 3,046 組 離婚数 798 組 死産数 80 胎
② 国民生活基礎調査（世帯票）	国民生活の基礎的事項を把握し、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るため実施	毎年 6 月頃を基準日として、対象となった世帯に、世帯票、健康票、介護票の調査を行う。（健康票、介護票については 3 年に 1 度の大規模調査時のみ実施）
② 医療施設調査	病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得るため実施	動態調査 毎月報告 対象施設 開設、廃止、変更等のあった医療施設 静態調査 調査年 3 年に 1 度 調査日 10 月 1 日 対象施設 市内全医療施設
③ 患者調査	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため実施	対象施設 国が選定した医療施設 調査年 3 年に 1 度 実施対象及び調査日 入院及び外来患者 10 月中旬の 3 日間のうち医療施設ごとに定める 1 日 退院患者 9 月の 1 か月間
④ 受療行動調査	医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため実施	対象施設 国が選定した医療施設 調査年 3 年に 1 度 実施対象及び調査日 無作為抽出した一般病院を利用する患者 10 月中旬の 3 日間のうち病院ごとに定める 1 日
⑥ 医師・歯科医師・薬剤師統計	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名等による分布を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため実施	調査年 2 年に 1 度 （令和 5 年度は調査年に該当しない） 調査日 12 月 31 日 対 象 医師・歯科医師・薬剤師
⑦ 病院報告	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得るため実施	調査日 毎月末 対 象 市内 22 病院

10 骨髄ドナー支援事業

【保健総務課】

白血病などの血液疾患の治療に必要となる骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の登録や移植の推進を図るため、ドナーとドナーが従事する国内の事業所に奨励金を支給する（平成 28 年 4 月から）。

○支給額

ドナー	1 日につき	20,000 円
ドナーが従事する事業所	1 日につき	10,000 円

※いずれも 7 日を上限とする。

○令和 5 年度支給実績

ドナー	ドナーが従事する事業所	計
700,000 円	70,000 円	770,000 円

11 医事薬事関係業務

【保健総務課】

1 許可等事務に関すること

診療所・助産所の開設、開設許可事項の変更、2 か所管理、診療所他の者管理、病室等の使用に関する許可のほか、衛生検査所の登録及び登録事項の変更や薬局・医薬品販売業、医療機器等販売業・貸与業の許可、毒物劇物販売業の登録等の事務を行う。

2 届出事務に関すること

診療所、助産所、歯科技工所、施術所の開設、開設許可届出事項の変更、廃止に関する届出の受理を行う。また、薬局・医薬品販売業、毒物劇物販売業に関する変更届出の受理等を行う。

3 国、県等への進達に関すること

医療従事者免許の新規、籍（名簿）訂正・書換、再交付等の申請。病院の開設、変更、廃止等の許可申請等のほか、医療法人の設立等の認可申請、決算等の届出や毒物劇物製造業、輸入業の登録申請、届出などを受理し、国、県等へ進達する。

○令和 5 年度医療従事者各種免許等の取り扱い状況

区分		総数
厚生労働 大臣免許	医師	39
	歯科医師	11
	薬剤師	125
	保健師	71
	助産師	13
	看護師	363

	理学療法士	114
	作業療法士	35
	臨床検査技師	32
	診療放射線技師	19
	衛生検査技師	0
	視能訓練士	5
知事免許	准看護師	26
	医薬品登録販売者	69

4 監視指導に関すること

医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法に基づき、病院、診療所、薬局、医薬品販売業者等に対して、計画的に立入検査（定期検査）を行うほか、新規開設時等に立入検査等を実施する。

○医事薬事関係施設・業種等一覧（令和 6 年 3 月末日現在）

施設・業種等	施設数	病床数	令和 5 年度 立入り延件数
病院	22	4,529	24
診療所（一般）	388	99	31
診療所（歯科）	324	—	26
薬局	237	—	117
薬局製剤製造業	16	—	6
薬局製剤製造販売業	16	—	6
医薬品店舗販売業	104	—	56
卸売販売業	30	—	15
高度管理医療機器等販売業	313	—	126
高度管理医療機器等貸与業	162	—	59
管理医療機器販売業	875	—	75
管理医療機器貸与業	84	—	40
毒物劇物販売業	113	—	43
毒物劇物業務上取扱者（届出施設）	7	—	0
特定毒物研究者	4	—	0

12 船橋市医療安全支援センター業務

【保健総務課】

医療安全推進協議会（以下、「協議会」という。）は、委員を医療安全に携わる者等のうちから選び、船橋市医療安全支援センターの運営方針や業務内容の検討を実施している。令和 5 年度は 2 回実施した。また、協議会の部会である事例検討部会を 1 回実施した。

保健所

さらに、医療に関する市民の相談等に対応し、市内医療機関に対し情報提供することにより、医療の安全と信頼を高めること等を目的として、医療安全相談窓口を設置している。

○令和 5 年度医療安全相談窓口実績

苦情件数	434
相談件数	534
計	968

13 栄養指導事業

【保健総務課】

地域住民の健康の増進を図るため、特定給食施設等の個別巡回指導や研修会の実施、食品の栄養成分表示や虚偽誇大表示等の相談や普及啓発を実施している。また、健康増進法に基づく国民健康・栄養調査等の統計調査の実施の他に調理師法及び栄養士法に関する免許交付等の業務を行っている。

1 給食施設指導

給食施設に対し、栄養管理の質の向上を図るため、個別巡回指導を行うとともに、設置者、管理者及び従事者を対象とした研修会を実施する。

○令和 5 年度給食施設個別巡回指導実施状況

施設種別	対象施設数	指導施設数
学校	98	33
病院	22	22
介護老人保健施設	13	6
老人福祉施設	31	9
児童福祉施設	88	24
社会福祉施設	4	0
事業所	26	10
自衛隊	1	1
その他	17	3

○令和 5 年度給食施設集団指導実施状況

研修会名	回数	参加者数
給食施設管理者研修会等	2	37

2 食品の表示に関する相談及び指導

食品企業等を対象に、食品の栄養成分表示や誇大表示に関する相談及び指導を行う。

○令和 5 年度実績

指導内容	食品企業等の延相談・指導件数
食品表示（保健事項）	25
虚偽誇大広告	0

3 国民健康・栄養調査

国民の身体状況や栄養摂取量等の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料を得るため、国民健康・栄養調査を実施する。

○令和 5 年度実績

指定地区	1
対象世帯数	27
実施世帯数	13

4 調理師法関係業務

調理師法に基づき、調理師免許、調理師名簿訂正及び書換交付、再交付等の事務を行う。また、千葉県調理師試験の受験案内配布、願書受付を行う。

○令和 5 年度実績 調理師試験願書受付数：86 件 調理師免許交付等件数：153 件

5 栄養士法関係業務

栄養士法に基づき、栄養士・管理栄養士免許、栄養士・管理栄養士名簿訂正及び書換交付、再交付等の事務を行う。また、管理栄養士国家試験の受験案内配布及び栄養士免許の照合を行う。

○令和 5 年度実績 管理栄養士免許交付等件数：60 件 栄養士免許交付等件数：68 件

14 難病対策

【保健総務課】

1 難病対策

地方自治法に基づく千葉県知事の事務処理の特例及び協定により千葉県特定医療費支給認定等に関する申請受付や交付等窓口事務を行う。また、在宅で療養する難病患者及び家族を支援するため、保健師・難病訪問相談員等による相談指導及び講演会等を行っている。

○令和 5 年度末受給者数(延べ人数) 4,995 件

○令和 5 年度保健指導件数

訪問相談	184 件
面接相談	116 件
電話相談	969 件

2 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児指定疾病医療費助成事業

小児の慢性疾病で治療が長期にわたり保護者の医療負担も高額となる特定疾病にかかっている児童の医療

保健所

給付を行う。なお、小児慢性特定疾病医療費支給事業（国事業）に該当しなかった児童に対し、小児指定疾病医療費助成事業（市事業）を実施している。

○令和 5 年度末受給者証(国事業)・登録者証（市事業）交付状況

	国事業	市事業
新規件数	92 件	4 件
受給者数	643 人	61 人

3 千葉県肝炎治療特別促進事業

千葉県との協定により B 型及び C 型肝炎患者のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成申請を受け付けている。

○令和 5 年度肝炎治療受給者証申請状況

申請者数：348 人 認定者数：348 人

4 難病患者援助金

難病対策事業の一環として、潰瘍性大腸炎、ベーチェット病等の指定難病（341 疾病）、小児慢性特定疾病（16 疾患群・788 疾病）の治療を現に受けている者に対し、患者の費用の負担軽減を目的として援助金を支給する。

○令和 5 年度援助金支給額

	支給額	備考
入院	月額 1 人 10,000 円	20 日以上入院の場合
通院	月額 1 人 5,000 円	1 日以上通院の場合と 20 日未満の入院の場合

○令和 5 年度援助金支給実績

	入院	通院	計
難病患者援助金支給額	13,295,000 円	192,675,000 円	205,970,000 円

5 原子爆弾被爆者援護対策

地方自治法に基づく事務処理の特例及び協定により認定申請受付交付や各種手当支給申請の窓口事務を行う。また、被爆者の福祉の増進のため、市内に住所を有する原爆被爆者に対し年 1 回、1 人 7,000 円を支給する。（昭和 56 年 4 月 1 日施行）

○令和 5 年度原子爆弾被爆者健康手帳交付状況・原爆被爆者見舞金支給状況

	人数・件数	支給金額
年度末被爆者健康手帳交付者数	172 人	1,141,000 円
原爆被爆者見舞金支給件数	163 件	

15 精神保健福祉

【保健総務課】

1 精神保健福祉相談・訪問指導事業

市民の精神保健福祉に関する相談について、嘱託医師による予約制の相談窓口を月 4 回設置する。また、職員による相談・訪問指導を実施する。

○令和 5 年度実績（件数）

嘱託医師による定例相談（予約制）	29 件
電話相談	4,707 件
来所相談	203 件
家庭訪問	398 件

2 保健所デイケアクラブ

回復途上の精神障害者を対象に社会参加の場を提供し、集団活動を通して自発性・社会性を養い、対人関係の改善をはかり、社会生活への適応性を高めることを目的に毎月 4 回、グループワークを実施する。

○令和 5 年度実績（人数）

実人数：16 人 延人数：111 人

3 精神障害者社会復帰施設

◎船橋市地域活動支援センター

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加への促進を図るため、各種プログラムを実施する施設。

○開設年月日：平成 13 年 10 月 1 日

○所在地：北本町 1 - 16 - 55 3 階（平成 27 年 10 月移転） 電話：409-2487 Fax：409-1948

○運営：（指定管理者）NPO 法人船橋こころの福祉協会

○令和 5 年度実績（件数・人数）

電話相談	7,233 件
来所相談	435 件
訪問相談	620 件
通所者延人数（日常生活支援事業対象者）	2,783 人

4 普及啓発事業

精神障害者に対する偏見、差別の解消及び正しい知識の普及啓発を図るため普及啓発講演会を実施する。

○令和 5 年度実績

実施回数：1 回 参加人数：71 人

5 家族支援事業

精神障害者を抱える家族の不安軽減、適切な治療環境づくり及び社会復帰の促進を目指し家族のための学習会を実施する。

また、家族同士の支えあい、交流の場を設けることで、家族の孤立感を軽減し家族が元気になることを目的に、家族のための交流会を実施する。

保健所

○令和 5 年度実績

事業名称	回数	参加者人数
家族のための学習会（統合失調症）	1 回	29 人
家族のための学習会（アルコール問題）	1 回	13 人
家族のための交流会	1 回	8 人
市内家族会とピアサポーターとの交流会	1 回	10 人
精神保健福祉士による当事者家族との交流会	1 回	8 人

6 成年後見制度利用支援事業

精神障害者のうち、成年後見人等の市長申立て時の費用や、成年後見人等の報酬の支払いが困難な者に対して助成する。

○後見人等報酬の助成額の上限

在宅 月額 28,000 円

施設入所・長期入院 月額 18,000 円

7 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業

精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し研修会等を実施する。

○令和 5 年度実績

事業名称	回数	参加者数
船橋市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会（実務者会議）に係る事例検討会	2 回	55 人
市内精神障害者福祉施設の見学会	3 回	16 人
市内訪問看護事業所向け研修	1 回	7 人
地域移行関係職員研修会	1 回	33 人

8 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業

精神科医療機関等に入院中の患者等を対象に、地域生活支援に係る事業を実施する。

○令和 5 年度実績

事業名称	回数	参加者数
ピアサポーターと市内精神科病院入院患者との交流会	7 回	99 人

9 船橋市精神保健福祉推進協議会

医師会、医療機関、家族会、福祉関係学識経験者を協議会委員として委嘱し、精神障害者が社会復帰するために必要な福祉施策を推進し、市民の精神保健の増進を図るための事業を実施する。

○開催回数

委員会 1 回 幹事会 4 回

○事業実施

事業名称	時期	参加者数	場所
第 25 回精神保健福祉ボランティア養成講座	令和 5 年 10 月 5 日～11 月 30 日（全 9 回）	13 人	保健福祉センター他
第 13 回スポーツ交流大会	令和 5 年 10 月 25 日	39 人	総武病院体育館
第 31 回こころの広場交流会	令和 5 年 12 月 22 日	96 人	西部公民館
第 22 回心の健康セミナー 演題『『愛着』生きる力～親子で育むこころの安全基地～』	令和 6 年 3 月 7 日	80 人	中央公民館
小冊子刊行 「市民のためのこころの健康・No. 36」	令和 6 年 3 月発行	6,000 部 (発行部数)	

10 船橋市地域精神保健福祉連絡協議会

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業をはじめとする地域精神保健福祉活動の推進について協議検討し、関係機関、関係団体等との連携及び協力体制の整備等を図るため協議会を実施する。また部会として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会を設置し、地域課題の把握と課題解決に向けた取り組み案の検討および地域関係者間の顔の見える関係づくりの構築推進を図る。

○開催回数

委員会：1 回 部会：2 回

16 食品衛生事業

【衛生指導課】

1 営業施設の許可

市内には、立地条件から大規模小売店舗や食品製造施設が多く、また、地方卸売市場も設置されていることなどから、食品関係営業施設はその数、集中度も県内有数となっている。

	要許可	要届出
営業施設数	6,187	2,067
新規許可件数	978	—
継続許可件数	0	—
廃業件数	475	79
不許可件数	4	—
ふぐ認証施設数	38	—

2 施設の監視指導・収去検査

市内の食品の安全性を確保するため、食品の収去検査を行うとともに、食品関係営業施設の一斉監視並びに食品製造施設等の監視指導を実施し、食品等事業者に対し HACCP に沿った衛生管理について必要な助言や指導を行う。

区分	件数
監視件数	1,570
要許可	1,418
要届出	152
無許可	1

保健所

指導票交付	13
違反食品	7
苦情処理	275
食中毒	8
食中毒関連調査	54
食品の収去検査検体数※	224
食品の収去検査項目数※	6,342

※買上げ検査を含む。

3 自主管理体制の強化と夏期・年末における食中毒予防対策

食品衛生知識の普及向上を図るため、食品等事業者等を対象に衛生講習会を開催する。

また、新規営業者講習会、食中毒予防啓発事業を船橋市食品衛生協会への業務委託により実施する。

○令和 5 年度実績

講習会	実施回数	参加人数	備考
食品衛生講習会	48	1,057	市長が指定した食品衛生責任者を養成するための講習会として食品衛生協会が実施
新規営業者講習会	6	35	
食品衛生責任者養成講習会	12	643	

夏期一斉監視指導	7/1 から 7/31 まで
食品衛生月間の実施	8/1 から 8/31 まで
食中毒注意報発令	6/1 から 9/30 まで
食中毒警報発令	7/13 から 9/30 まで
食中毒予防啓発事業	6/1
年末一斉監視指導	12/1 から 12/31 まで

17 動物の愛護管理及び狂犬病予防事業

【衛生指導課】

動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害防止、動物の正しい飼い方の指導や助言、動物愛護管理に関する普及啓発、畜犬登録等の事務（犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等）を行う。

1 野犬等の捕獲、収容

狂犬病予防法、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害を防止するため、野犬等の捕獲・収容を行う。

○令和 5 年度犬・猫収容処分頭数

	捕獲	引取	負傷	返還	譲渡	死亡	殺処分
犬	19	8	0	11	15	0	0
猫	—	154	27	7	133	8	23

※犬：前年度から 1 匹繰入れ、次年度へ 2 匹繰越し

猫：前年度から 12 匹繰入れ、次年度へ 22 匹繰越し

2 動物愛護管理に関する普及啓発

ア 市民からの電話・来所等による動物に関する苦情処理・相談業務を行う。

○令和 5 年度実績

	犬	猫	その他	計
苦情処理	459	334	32	825
相談受理	1,064	1,015	64	2,143

イ 動物の愛護及び管理に関する法律による動物愛護週間（9 月 20 日から 26 日）等において、動物愛護管理に関する普及啓発事業を実施する。

○イベント等

事業名	実施日及び参加人数
猫の飼い方教室・お悩み相談	5 月 21 日（6 名）
愛犬セミナー	5 月 21 日（8 名）
犬のしつけ方教室	6 月 4 日（20 名）・7 月 2 日（9 名）・10 月 1 日（15 名）・ 11 月 5 日（15 名）・3 月 3 日（26 名）
譲渡会	6 月 18 日（9 名）※
バックヤードツアー	7 月 29 日（21 名）・8 月 20 日（21 名）・3 月 28 日（19 名）
なかよし動物フェスティバル	9 月 24 日

※8 月及び 11 月の「譲渡会」は希望者なしのため、中止した。

○適正飼養及び災害対策に関するパネル展

実施場所：市役所 1 階、保健所 1 階、中央図書館、北図書館、公民館、イオンモール船橋（動物愛護週間行事の一環として実施）、動物愛護指導センター

3 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業

地域における飼い主のいない猫の繁殖の抑制のため、動物愛護指導センター及び京葉地域獣医師会会員診療施設（動物病院）において飼い主のいない猫の不妊手術を実施する。

○令和 5 年度飼い主のいない猫の不妊手術実施頭数

オス	219
メス	253
合計	472

4 負傷動物の診察・治療

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、負傷動物の収容及び診察・治療を行う。

なお、業務時間外に収容された負傷動物については、京葉地域獣医師会への業務委託により対応する。

保健所

○令和 5 年度負傷動物収容・委託治療数

	収容	診察	治療	委託治療
犬	0	0	0	0
猫	27	26	26	0
その他	0	0	0	0

※犬、猫の収容頭数は再掲

5 動物取扱業各種登録申請受理、立入検査関係事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業に関する登録（変更、廃止等を含む）の申請受理及び施設への立入検査等に係る事務を行う。

○令和 5 年度末第一種動物取扱業登録施設数：157 施設、立入施設数：85 施設

6 第二種動物取扱業各種届出受理、立入検査関係事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第二種動物取扱業に関する届出等の受理及び施設への立入検査等に係る事務を行う。

○令和 5 年度末第二種動物取扱業届出施設数：8 施設、立入施設数：3 施設

7 畜犬登録

狂犬病予防法に基づき畜犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付を行う。

※令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、集合による狂犬病予防注射は中止した。

○令和 5 年度末畜犬登録件数：28,737 頭

18 生活衛生事業

【衛生指導課】

1 生活衛生関係営業等施設の許認可、立入検査、指導等

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場などの生活衛生関係営業施設について、各法に基づき確認・許可及び監視指導を行う。

また、化製場、遊泳用プールなどの生活衛生関係施設については、立入検査を実施し、衛生上の危害発生防止及び水質管理などについて指導を行う。

水道施設、特定建築物などについては、水道法、小規模水道条例、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、立入検査を実施し、水質管理及び施設の衛生管理などについて指導を行う。

公衆浴場の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、市内一般公衆浴場 6 浴場を対象に、経営基盤安定化補助金、設備改善事業費補助金の交付を行う。また、千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合船橋支部が実施する「ふれあいお風呂の日」（小学生を対象に第二、第四土曜日及び祝日・親子ペアを対象にこどもの日・母の日・父の日）の無料入浴事業に対して補助金の交付を行う。

○令和 5 年度 生活衛生関係施設数及び監視件数

業種	施設数	監視件数	監視率
興行場	10	3	30%
旅館	72	60	83%
公衆浴場	42	39	93%
理容所	352	75	21%
美容所	983	201	20%
クリーニング所	273	48	18%
特定建築物	106	31	29%
化製場	36	34	94%
遊泳用プール	20	18	90%
水道施設	1,098	142	13%
温泉	2	2	100%
建築物衛生事業登録	58	16	28%

2 そ族昆虫等駆除及び相談

感染症を媒介するネズミや、不快害虫であるユスリカ・チョウバエの幼虫を駆除するための薬剤を配布するとともに、危険度の高いスズメバチの巣の撤去を行う。

○令和 5 年度

事業内容	数量等
ユスリカ・チョウバエ駆除剤配布	8,534 袋
殺そ剤配布	1,377 袋
スズメバチの巣の撤去	250 件
ユスリカ等発生抑制剤散布業務	1 件